

5. アスファルト混合物事前審査に  
おける土木工事仕様書（案）

項目		仕様書	土木工事共通仕様書	事前審査における土木工事仕様書(案)	
		適用		この仕様書は、加熱アスファルト混合物の事前審査で認定を受けた混合所の混合物を使用する場合に適用し、本仕様書に記載なき条項は土木工事共通仕様書によるものとする。	
第1編	共通編	第3章 一般施工	第6節 一般舗装工	3-6-2 アスファルト舗装の材料 2. 請負者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に <b>提出</b> し、承諾を得なければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を <b>提出</b> し、監督職員が <b>承諾</b> した場合には、請負者は、試料及び試験結果の <b>提出</b> を省略する事ができるものとする。 (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 (3) 基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材	3-6-2 アスファルト舗装の材料 2. 請負者は、次の(1)及び(2)の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に <b>提出</b> し、承諾を得なければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を提出し、監督職員が <b>承諾</b> した場合には、請負者は、試料及び試験結果の <b>提出</b> を省略する事ができるものとする。また、次の(3)及び(4)の材料の試料及び試験結果は、事前審査における認定証の写しを提出するものとする。 (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2) セメント安定処理、石灰安定処理 (3) 加熱アスファルト安定処理、 基層及び表層に使用する骨材 (4) 基層、表層及び加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

項目		仕様書			
		土木工事共通仕様書	事前審査における土木工事仕様書(案)		
第1編	共通編	第3章	一般施工	<p>4. 請負者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督職員に<b>提出</b>し、承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト</p> <p>(2) 再生用添加剤</p> <p>(3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料</p> <p>なお、承諾を得た瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。</p>	<p>4. 請負者は、使用する(1)の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督職員に<b>提出</b>し、承諾を得なければならない。また、使用する(2)及び(3)の材料については、事前審査による認定証の写しを、監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p>(1) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料</p> <p>(2) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト</p> <p>(3) 再生用添加剤</p> <p>なお、承諾を得た及び認定証に記載された瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。</p>
				<p>6. 請負者は、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果の<b>提出</b>により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の<b>提出</b>を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材</p> <p>(2) 基層及び表層に使用する骨材</p>	<p>6. 請負者は、小規模工事において、事前審査による認定証の写しを監督職員に<b>提出</b>することによって、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の<b>提出</b>を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材</p> <p>(2) 基層及び表層に使用する骨材</p>
				<p>13. 請負者は、アスファルト基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類について</p>	<p>13. 請負者は、アスファルト基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類について</p>

項目		仕様書							
		土木工事共通仕様書	事前審査における土木工事仕様書(案)						
第1編 共通編	第3章 一般施工	<p>ては、工事に使用する前に監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>ては、事前審査による認定証の写しを監督職員に<b>提出</b>するものとする。</p>						
		<p>3-6-5 アスファルト舗装工</p> <p>4. 請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合には、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-15に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。</p> <p>表3-15 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kgf (kN)</td> <td>350(3.43)以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25mmを越える骨材部分は、同重量だけ25~13mmで置きかえてマーシャル安定度試験を行う。</p> <p>(2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合</p>	項目	基準値	安定度 kgf (kN)	350(3.43)以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)
項目	基準値								
安定度 kgf (kN)	350(3.43)以上								
フロー値 (1/100cm)	10~40								
空隙率 (%)	3~12								

項目		仕様書	
		土木工事共通仕様書	事前審査における土木工事仕様書(案)
第1編	共通編	第3章 一般施工	
			<p>には、これまでの実績または、定期試験による配合設計書を<b>提出</b>し、監督職員が<b>承諾</b>した場合には、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果の<b>提出</b>によって、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。</p> <p>なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを越える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を<b>提出</b>し、監督職員が<b>承諾</b>した場合には、基準密度を省略することができるものとする。</p>
			<p>(3) 請負者は、小規模工事においては、事前審査による認定証の写しを監督職員に<b>提出</b>することによって配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度については、認定証に記載された基準密度を用いるものとする。</p>

項目		仕様書							
		土木工事共通仕様書	事前審査における土木工事仕様書(案)						
第1編 共通編	第3章 一般施工	<p>密度 (g / cm<sup>3</sup>)</p> $= \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\text{表乾供試体の空中質量(g)} - \frac{\text{水中質量(g)}}{\text{常温の水の密度(g / cm}^3\text{)}}} \times \text{常温の水の密度(g / cm}^3\text{)}$ <p>(6) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を本項 (2)号及び設計図書で定められた配合、温度で混合できるものとする。</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度及びその変動の範囲について監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>(6) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を認定証に記載された配合、温度で混合するものとする。</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度については、認定に記載された温度とし、その変動は、記載された温度に対して±25℃の範囲内とするものとする。</p>						
		<p>3-6-6 コンクリート舗装工</p> <p>4. 請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。</p> <p>(1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-18に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。</p> <p>表3-18 マーシャル安定度試験基準値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定度 kgf (kN)</td> <td>350(3.43)以上</td> </tr> <tr> <td>フロー値 (1/100cm)</td> <td>10~40</td> </tr> <tr> <td>空隙率 (%)</td> <td>3~12</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 25mmを越える骨材部分は、</p>	項目	基準値	安定度 kgf (kN)	350(3.43)以上	フロー値 (1/100cm)	10~40	空隙率 (%)
項目	基準値								
安定度 kgf (kN)	350(3.43)以上								
フロー値 (1/100cm)	10~40								
空隙率 (%)	3~12								

項目		仕様書			
		土木工事共通仕様書	事前審査における土木工事仕様書(案)		
第1編	共通編	第3章	一般施工	<p>同重量だけ25～13mmで置きかえてマーシャル安定度試験を行う。</p> <p>(2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績または、定期試験による配合設計書を<b>提出</b>し、監督職員が<b>承諾</b>した場合には、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果の<b>提出</b>によって、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。</p>	<p>(2) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の配合については、認定証に記載された配合によるものとする。</p> <p>(3) 請負者は、小規模工事においては、事前審査による認定証の写しを、監督職員に<b>提出</b>するものとすることによって、配合設計を省略することができるものとする。</p> <p>(4) 請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度については、認定証に記載された基準密度を用いるものとする。</p>

項目		仕様書		
		土木工事共通仕様書	事前審査における土木工事仕様書(案)	
第1編	共通編	第3章 一般施工	<p>なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを越える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を<b>提出</b>し、監督職員が<b>承諾</b>した場合には、基準密度を省略することができるものとする。</p> <p>密度 (g / cm<sup>3</sup>)</p> $= \frac{\text{乾燥供試体の空中質量(g)}}{\text{表乾供試体の空中質量(g)} - \text{供試体の水中質量(g)}} \times \text{常温の水の密度(g / cm3)}$ <p>(6) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を予め定めた配合、温度で混合できるものとする。</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内とするものとする。</p>	<p>(6) プラントは、骨材、アスファルト等の材料を認定証に記載された配合、温度で混合するものとする。</p> <p>(9) 請負者は、加熱アスファルト混合物の排出時の温度については、認定に記載された温度とし、その変動は、記載された温度に対して±25℃の範囲内とするものとする。</p>
第6編	第2章 道路舗装	第3節 舗装工	<p>4. 請負者は、舗設に先だてて決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。</p>	<p>4. 請負者は、事前審査による認定証の写しを、監督職員に提出することによって、試験練りを省略することができるものとする。</p>